

【高齢者間における相続での問題】

弁護士 高野 良子

被相続人 A 配偶者・子なし。相続人は A の兄弟姉妹と姪 4 人。遺言書なし。

兄 B は死亡。B の子 C (姪) が代襲相続。

長期間連絡をとっていない・とれない

姉 D 判断能力に問題あり。D に家族がいる場合・いない場合

弟 E A とは他の兄弟姉妹よりは交流していたが財産状態知らない。

妹 F 判断能力に問題ないが、体を動かすことは難しい。直接自分でやりとりは難しい。

相続発生



相続人全員と連絡はつくか？・・・生死の確認からの場合も



相続人と直接やりとりできるか？・・・判断能力、体調問題



相続手続きを誰が仕切りながら進めていくことができるか？

- ・・・士業として相談を受けた場合、どのような関与ができるか？
- ・・・全員が仲良く話し合いができればそもそも問題なし。

全員代理人がついていれば代理人同士で。しかし、相続人のなかの一人から相談を受け、全員と関わり始めることも多い。



相続財産の把握はできるのか？・・・不動産、金融資産等

⇒相続人の把握、相続財産の把握、遺産分割協議の可否など、まずそもそも手続きを進められるか？

■判断能力

- ・判断能力自体の有無の判断（素人から明らかではない生活状態の場合）
- ・高齢者における後見申立ての手続きの「不可逆性」
相続人の生活環境の把握

高齢者において、後見申立ての必要性がある場合、原則として死亡するまで後見人が就任することとなり、遺産分割協議の範囲にとどまらない生活環境の変化が生じる。

- ・ 申立費用の負担
- ・ 申立手続きによる時間経過

◆体調による問題

- ・ 対面、書面での意思疎通が事実上困難
 - バックアップできる家族や親族がいる場合・いない場合
- ・ 調停等裁判手続き利用のハードル

調停への出頭が難しい。代理人を依頼する必要性、意思、コスト等の問題

◆相続財産の性質

- ・ 不動産管理 ・ ・ 経済的価値の有無
- ・ 納税（納税資金、取得時価額不明、二次相続問題）
- ・ 二次相続を踏まえ、相続人の子らも事実上協議に参入
- ・ 抵当権設定のある不動産
- ・ 高齢者の不動産相続における管理の困難性

◆手続きの進め方

- ・ 裁判所利用の見通し（当初から利用すべきか、出頭の問題など）
- ・ 対立がある場合

- ・ 資力

- ・ 士業が関与した場合の自身の立ち位置、利益相反

よかれと思い「調整」をしても、法的に利害対立はあり、利益相反状態になる危険。きわめて慎重な対応が求められる。状況により辞任の必要性あり。全員が代理人を依頼すれば利益相反自体の問題は解消するが、話し合いの経緯や、コストの問題あり。